

令和元年第6回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和元年6月26日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 根來 興宣
- 4 欠席委員 委員 樋渡 奈奈子
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 丸田 浩之
生涯学習課長 中野 裕夫
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 見立屋 雅子
教育総務課主事 小林 成伍
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(平成31年度多賀城
報告第13号 市一般会計補正予算(第2号)に対する意見)

臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市スポーツ
報告第14号 推進審議会の人事について)

議案第11号 令和2年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の
採択基準について

議案第12号 多賀城市学校給食センター運営審議会の人事につい
て

議案第13号 公の施設の使用料の適正化に伴う関係規則の整備に関する規則について

日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第6回定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和元年第5回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、浅野委員、根來委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

**日程第3 諸般の報告について
事務事業等の報告**

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

副教育長

それでは諸般の報告を申し上げます。

資料の1ページを御覧いただきたいと思えます。令和元年第5回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、5月23日及び24日、「第71回全国都市教育長協議会定期総会・研究大会」が富山県富山市で開催され、教育長が出席しました。

6月7日から18日まで12日間の会期で、「令和元年第2回多賀城市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係議案は、本日、臨時代理事務報告をいたします「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決されました。一般質問は6月17日及び18日に行われ、教育委員会関係は4名から5件の質問がありました。質問及び回答要旨は別紙のとおりです。

6月20日、「平成31年度第2回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市で開催され、教育長が出席しました。

学校教育課関係ですが、6月1日及び2日の2日間にわたり、「第24回多賀城市中学校総合体育大会」が市内各中学校、中央公園、総合体育館等で開催され、熱戦が繰り広げられました。

6月14日に「第24回多賀城市中学校陸上競技大会」がひとめぼれスタジアム宮城で開催されたほか、6月20日には「第24回多賀城市中学校水泳競技大会」が多賀城市民プールで開催されました。

小学校の修学旅行は、6月5日及び6日に多賀城小学校、6月6日及び7日に城南小学校、6月13日及び14日に多賀城八幡小学校が、福島県内で1泊2日の日程で実施し、無事終了しました。

次に、生涯学習課関係ですが、5月28日、「平成31年度第1回多賀城市スポーツ振興員会議」を開催し、各行政区から42名の出席がありました。スポーツ振興員の役割や市民スポーツ大会など今年度の事業計画を説明しました。

5月29日、「令和元年度多賀城市青少年健全育成市民会議理事会・総会」が開催されました。平成30年度事業及び決算報告、令和元年度事業計画及び予算案などが承認されました。

6月4日、「平成31年度第1回多賀城市青少年育成センター運営協議会」を開催しました。平成30年度事業報告、平成31年度事業計画案などが承認されました。

同日、「平成31年度第1回多賀城市立図書館運営審議会」を開催しました。平成30年度事業報告、平成31年度事業計画案などが承認されました。

6月12日、「令和元年度少年の主張多賀城市大会」が多賀城中学校で開催され、同校生徒や地元住民など約560人の参加がありました。東豊中学校の和賀菜々香（わがななか）さんが優秀賞となり、7月17日に大和町まほろばホールで開催される仙台地区大会への出場が決定しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

次に、文化財課関係ですが、5月16日、歴史的食文化体験学習の一環として、古代米の田植えを特別史跡多賀城跡内の市川字館前地区において実施し、城南小学校5年生129名が参加しました。

5月23日、「令和元年度宮城県史跡整備市町村協議会の役員会、総会及び研修会」が利府町で開催され、市長、文化財課長等が出席しました。平成30年度事業報告、収支決算及び令和元年度事業計画、収支予算が承認され、その後、利府城跡、菅谷横穴墓群、菅谷不動尊を視察しました。

同日、4月16日から埋蔵文化財調査センター展示室で開催していた平成31年度資料展「貞山運河」が終了し、開催期間中831人の入館者がありました。

6月1日から、平成31年度速報展「平成30年度の調査成果 発掘された遺跡」を同展示室で開催しています。期間は令和元年7月28日までとなっており、6月29日には関連企画として「多賀城市遺跡調査報告会」を開催します。

6月6日及び7日、「令和元年度全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会総会」が福井県福井市で開催され、埋蔵文化財調査センター所長等が出席しました。平成30年度事業報告、収支決算及び令和元年度事業計画、収支予算が承認され、その後、記念講演、特別講演が行われ、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、一乗谷朝倉氏遺跡復元街並を視察しました。

6月23日、多賀城跡あやめまつりにおいて多賀城鹿踊保存会による多賀城鹿踊が、郷土芸能活動の一環として披露されました。

以下3ページから7ページまでが別表といたしまして、社会教育事業等の開催状況となります。

7ページをお願いいたします。7ページ中段ですが、令和元年6月26日提出、教育長名、以上で朗読を終了いたします。

教育長

それではただいまの報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第13号 **臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）に対する意見）**

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第13号「臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）に対する意見）」を議題といたします。

内容については、関係課長から説明をいたします。副教育長。

副教育長

それでは、議案の9ページをお願いいたします。

臨時代理事務報告第13号について御説明を申し上げます。

これは、11ページですが、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）の調製について意見を求められましたが、委員会を招集する暇がなかったことから、10ページにありますように、令和元年5月28日に臨時代理により異議ない旨回答したので、報告するものでございます。

当該補正予算につきましては、市議会第2回定例会に提案され、6月13日開催の本会議において原案のとおり可決されております。

それでは、「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）」の教育委員会関係分について、御説明を申し上げますので、恐れ入りますが、別冊の、臨時代理事務報告第13号関係資料をお願いいたします。

資料の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入予算の、全体の表でございまして、2ページの表、一番下に、一般会計予算の歳入の合計額が出ておりますが、補正額、右から2列目の欄で、4億5千471万3千円の増額で、補正後の総額を、280億6千942万3千円とす

るものでございます。

次の3ページは、歳出の全体の表でございます。

表の下から5行目に、10款教育費がございますが、教育費の補正予算額については、右から2列目の補正額の欄、3億3千526万円の増額で、補正後の予算額は、その右隣り、34億4千589万2千円となるものでございます。

今回は、1項の教育総務費、3項中学校費、4項社会教育費の補正になります。

その内容につきまして、順に、それぞれ担当課長から御説明いたします前に、教育委員会関係の補正予算に関わります、本年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化の概要について、本日お手元にお配りいたしました、2種類の資料により、御説明を申し上げます。

資料につきましては、臨時代理事務報告第13号関係資料-2、臨時代理事務報告第13号関係資料-3となっております。

なお、教育委員会の所管であります、特に幼稚園の部分を中心に、その大枠を御説明申し上げますとともに、少し説明が長くなりますことの御了承をお願いいたします。

はじめに、臨時代理事務報告第13号資料の2とございます「幼児教育・保育の無償化事業の実施について」により、御説明いたします。A4版横長の資料でございます。

本資料は、本年5月28日に開催されました、「市議会全員協議会」において、説明に用いた資料の抜粋版でございます。

はじめに、1といたしまして「本市の未就学児童の現状」でございます。1ページをお開きください。

各年5月1日時点の数値をグラフで示しております。

本市の未就学児童数は、全国的にも課題となっておりますが、少子が進んでおります。

しかしながら、3歳以上の児童数に大きな変化がないのが本市の近年の状況となっております。

太枠で囲んだグラフの層が3歳以上のグラフとなり、上から、ちょうど帯が見えませんが、待機児童の3歳以上、保育所の3歳以上、幼稚園の3歳以上、それから、認可外保育施設、若しくは、家で保育されている児童の数となります。

幼稚園に入園している児童や家庭内で保育されている児童が減少し、保育所の児童が増加してきている状況となっております。

次に、2ページをお開き願います。

2 ページに示しましたグラフは、市内の教育・保育施設数の推移を表したものでございます。

平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の施行以降、保育事業所が増加したことがお分かりいただけるかと思えます。

次の 3 ページをお開き願います。

2 の「施設の種類と認定区分」についてでございますが、施設の種類や年齢、保育の必要性の有無、所得ごとに、全額無償となるものもあれば、一部が無償となるものがございます。

この表は、今回の無償化の内容を一覧にしたものでございます。

一段目の幼稚園に入園している児童に対しましてでございますが、現在の幼稚園には二通りの幼稚園がございまして、平成 27 年から制度化された子ども子育て支援新制度に基づく幼稚園、内閣府認定の幼稚園と、その新制度に移行していない幼稚園、文部科学省認定の幼稚園に分かれます。

未移行と記載のある幼稚園につきましては、新制度に移行していない幼稚園となり、市内の幼稚園 6 園は、これに当たります。

その年齢や保育の必要性の有無により、認定の区分が異なりますが、通常の保育料に対しましては、全ての認定区分に対して等しく、保育料が月当たり 2 万 5,700 円 を上限に無償化が実施されます。

次に、預かり保育に係る保育料に関しましては、保育の必要性の認定を受けた児童に対して無償化が施されるわけですが、月当たり 1 万 1,300 円を上限に、満 3 歳入園児で、かつ、保育必要認定者のうち、市民税世帯非課税者にあつては、月当たり 1 万 6,300 円を上限に、それぞれ無償化が実施されます。

表の以下の部分につきましては、説明を割愛させていただきます。

次のページの 4 ページでございます。

「子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）」につきましては、概ね前のページの表で御説明いたしました内容の詳細が記載されているものでございますので、後ほど御参考に御覧いただければと思えます。

次のページ、5 ページになりますが、昨年末の 12 月 28 日において内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省の関係閣僚が合意した際に示された無償化の概要でございます。

内容にあつては、先ほど御説明いたしました内容と重複する部分があるため、その部分は省略して御説明させていただきます。

次の 6 ページの中段、「3 財源」でございます。

括弧 1 として、今回の無償化による国や地方の負担割合ですが、無償化事業は、同時に施行される消費税及び地方消費税の税率見直しによる増収を財源と

して実施されるものであり、負担の割合については、保育事業分、幼稚園分や認可外保育施設等分、それぞれ、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となります。

なお、幼稚園就園奨励費補助事業は、この無償化事業の実施により、包含されるようになるため、廃止となります。

次に括弧2として、この地方負担についての財政措置等についてでございます。

先ほど御説明しましたとおり、無償化事業は、同時に施行される消費税及び地方消費税の税率見直しによる増収を財源として実施されるものであります。

従いまして、地方の負担については、地方消費税を財源として交付されます、地方消費税交付金で賄われる形になりますが、今年度にあっては、その交付金に税率見直しによる増収が反映されないため、今年度の地方負担に限って、全額を国の負担で措置することとされており、国からは、地方特例交付金の枠組みとして、子ども・子育て支援臨時交付金が創設されて交付される形となります。

次のページ、7ページをお願いいたします。

ただ今御説明申し上げました、無償化の内容を図に表したものでございますので、後ほど御参考にしていただければと思います。

次に、ただ今御説明いたしました内容の主な点を、要約いたしました、A4版1枚ものの、臨時代理事務報告第13号関係資料の3によって重複する部分がございますが、説明をさせていただきます。

資料の3となっております表を御覧いただきたいと思います。幼児教育・保育の無償化に伴う財源フレームの主な改正ポイントでございます。

これまでの幼稚園就園奨励事業に相当する、幼稚園分の施設等利用費についてでございます。

これは、市内の6つの幼稚園などが対象で、これらの幼稚園に入園する満3歳から小学校就学前までのお子さんへの、幼児教育に係る施設等利用費に関するものとなります。

まず歳出についてですが、左側にお示しいたしました既存制度におきましては、保護者の所得に応じて幼児教育に係る費用の一部を、幼稚園就園奨励費として助成していたものが、右側の無償化制度に移行いたしますと、ひと月で25,700円、年額で308,400円を限度として、公費により新たな負担軽減が行われることとなります。ちょうど、右側の点線で囲った部分の施設等利用費が、市の歳出として増額となるイメージでございます。

一方、歳入についてですが、左側の既存制度においては、幼稚園就園奨励費

分について、国が3分の1、市が3分の2を負担しております。

また、副食費を含む幼稚園就園奨励費を超える部分の利用料、授業料が、保護者の負担分となっております。

これが、右側の新制度に移行しますと、限度額は設定されるものの、これまでの幼稚園就園奨励費を超えて保護者が負担していた部分も含めて、国2分の1、県4分の1、市4分の1という負担割合に変わることとなります。

つきましては、保護者には、副食費と、年額308,400円を超える部分の利用料、授業料を御負担いただき、直接、幼稚園に収めていただくこととなるものです。

なお、幼稚園における点線に囲まれた市の新たな負担分に関しましては、今年度に限って、子ども・子育て支援臨時交付金により全額措置されるものでございます。

次に、裏面を御覧いただきたいと思えます。

こちらは、幼児教育・保育の無償化についてでございますが、ただいま御説明いたしました内容を要約して作成した資料でございます。

1の対象でございますが、満3歳から小学校就学前までの児童が対象となります。

2の入園料・保育料ですが、入園料と保育料が最大月額25,700円（年額308,400円）まで軽減されるものでございます。入園料は入園初年度に限り、月額に換算して軽減されます。米印がございますが、通園送迎費、給食費、行事費などは、引き続き保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の保護者は、副食費の免除を受けられます。右側の表は例として数字を入れ込んだものでございますので、御参照いただければと思います。

3の預かり保育ですが、幼稚園で預かり保育を利用する児童のうち、市から「保育の必要性の認定」、これは下に注1とございますが、保育の必要性の認定の要件につきましては、就労等の要件、認可保育所の利用と同等の要件がございます。これを受けた場合、小学校就学前3年間の児童は、利用料が月額最大11,300円まで、これは注2を御覧いただきたいのですが、利用日数に応じて月額の軽減の上限額は変動するというところでございます。450円の利用日数ということになります。黒丸の2つ目ですが、満3歳になる年度末までの児童で、住民税が非課税である世帯の児童は、利用料が月額最大16,300円まで軽減されるものでございます。以下が例として数字を入れ込んで記載したものでございますので御参照いただければと思います。

以上が、大枠でございますが、教育委員会所管の幼稚園分に係る幼児教育・

保育の無償化に係る概要となります。

それでは、補正予算の歳出から内容を御説明いたしますので、先ほどの資料に戻りまして、26、27ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費で、1億3千142万8千円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、説明欄、1及び2は、ともに、ただ今御説明いたしました、幼児教育無償化事業の実施に伴うもので、1の幼稚園就園奨励費補助事業、6千399万6千円の減額ですが、これは、従来の、保護者の所得に応じて補助を行っておりました、幼稚園就園奨励補助事業を、10月から廃止することによる、半年分の補助金を減額するものでございます。

次に2の施設等利用費支給事業・幼稚園、1億9千542万4千円の増額ですが、これは、幼稚園分に係る、施設利用費支給事業に要するものでございます。

内訳といたしまして、1節報酬、135万4千円、及び4節共済費、22万円は、事務補助を行う非常勤職員1名に係る人件費で、11節需用費から18節備品購入費までは、事務経費でございます。

20節扶助費、1億9千327万4千円は、10月からの半年分の施設等利用費でございます。

次に、10款3項1目中学校の学校管理費で、1億9千900万円の増額でございます。

説明欄1の学校環境整備事業・東豊中学校は、屋内運動場の大規模改造事業費でございまして、昨年度、平成30年度において、国からの交付金を見込み当初予算に計上いたしましたが、交付決定には至らなかったものでございます。

今年度に入り4月に、31年度予算として交付金の内定通知がありましたことから、本補正予算を計上したものでございます。

主なものといたしまして、15節工事請負費、1億9千860万8千円で、工事概要といたしまして、屋根、外装、内装、電気設備、機械設備、アリーナ照明のLEDへの更新等を行うものでございます。

その上の11節需用費39万2千円は、工事に係る事務費でございます。工事完成時期は、今年度末を予定しております。

また、この10款3項1目の予算書上、財源内訳に包含されており、記載は出てまいりませんが、今年度当初予算で計上しております、同じく東豊中学校のエレベータ大規模改造事業に係る交付金の補助基準額改定に伴う財源の組み替えを行っております。内容は、歳入で御説明いたします。

文化財課長

次に、4項4目文化財保護費で33万6,000円の増額補正です。

説明欄1の歴史遺産保全事業は、史跡や文化財に関わる市内の団体及び市教育委員会で構成される実行委員会が主体となり、国の事業採択を受けて、文化庁補助金により文化財等の調査や保全、普及啓発を行う事業であります。

今年度は国から実行委員会に対し全体事業費110万1,000円が認められており、そのうち、本市が直接実施する「地域の文化遺産普及啓発事業」の経費として、地域の文化財展に係る消耗品費3万3,000円と、印刷製本費30万3,000円を計上するもので、財源は実行委員会からの委託費を充当するものです。

続いて、9目埋蔵文化財調査センター費で449万6,000円の増額補正です。

説明欄1の埋蔵文化財調査センター体験館改修事業ですが、多賀城史遊館に設置してあるエレベータについては、昨年度、平成30年度に改修工事の実設計画を行いました。平成31年度文化庁補助金の事業採択を受けたことから、安全装置の改修工事を実施するものです。

当該エレベータは、平成19年11月の開館に合わせて設置しておりますが、平成21年9月にエレベータの安全に係る技術基準の見直しが行われたことから、更なる設備の安全・安心を図るため、市の「公共施設等総合管理計画」で平成31年度に改修工事を予定していたものです。

主な工事内容ですが、エレベータ出入口の戸が閉じる前にかごが昇降するのを防ぐ「戸開走行保護装置」や地震発生時の閉じ込め事故を防止する「地震時管制運転装置」などを改修するものです。

また、設置から10年以上を経過し、巻上ロープ等が更新時期を迎えたため、今回の改修と併せて、部品の交換を行う予定としております。

今回の6月補正予算に計上となりましたのは、平成31年度の文化庁補助事業の内示が、当初予算の編成後となったことによるものです。

次のページをお願いします。

予算の主な内容は、15節のエレベータ改修工事費です。

以上で、歳出補正の説明を終わらせていただきます。

副教育長

続いて歳入の御説明を申し上げますので、同じ資料の10、11ページをお願いいたします。

15款1項3目教育費国庫負担金で、9千663万5千円の増額です。

1節幼稚園費負担金は、説明欄、1の1は、歳出で御説明申し上げました、

幼稚園分施設等利用費のうち保育料に対する負担金7千409万2千円で、人数見込み961人に、限度額2万5千700円、及び、下半期6月分並びに国の負担割合2分の1を乗じたものでございます。

次に、2預かり保育分といたしまして2千254万3千円で、現時点では、正確な人数把握が難しいことから、在園児数の概ね7割の人数見込みで積算しておりまして、665人に、限度額1万1千300円、及び、下半期6月分並びに国の負担割合2分の1を乗じたものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項5目教育費国庫補助金で、2千925万円の増額で、1節幼稚園費補助金1千262万5千円の減額は、説明欄、1幼稚園就園奨励費補助金の減額で、歳出で御説明いたしました、今回の幼児教育無償化により、10月から廃止されます幼稚園就園奨励費補助事業、半年分の補助金減額でございます。

次に、3節中学校費補助金で3千962万7千円の増額ですが、内訳として、説明欄、1学校施設環境改善交付金で、1東豊中学校屋内運動場大規模改造事業交付金3千960万4千円は、歳出で御説明いたしました東豊中学校屋内運動場の大規模改造事業に対するもので、延べ床面積による交付基準額1億1千763万8千円の3分の1に、事務費を加えたものでございます。

次の、2東豊中学校エレベータ大規模改造事業交付金2万3千円の増額ですが、歳出の10款3項1目の財源組み替えで御説明いたしました、東豊中学校のエレベータ大規模改造事業に対する交付金の補助基準額の改定によるものでございます。

文化財課長

次のページをお開きください。

次に、4節社会教育費補助金で224万8,000円の増額補正です。

説明欄1の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金ですが、これは歳出で御説明いたしました埋蔵文化財調査センター体験館のエレベータ改修事業に係る国庫補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

副教育長

次のページをお願いいたします。

4目教育費県庫負担金で、4千831万6千円の増額です。

1節幼稚園費負担金は、説明欄、1の1は、国庫負担金と同様に、歳出で御説明申し上げました、幼稚園分施設等利用費のうち保育料に対する負担金3千704万5千円で、人数見込み961人に、限度額2万5千700円、及び、下半期6月分並びに県の負担割合4分の1を乗じたものでございます。

次に、2預かり保育分といたしまして1千127万1千円で、現時点では、

在園児童数の概ね7割の人数見込み665人に、限度額1万1千300円、及び、下半期6月分並びに県の負担割合4分の1を乗じたものでございます。

次のページをお願いいたします。

8目、教育費県補助金260万2千円の減額でございます。

2節幼稚園費補助金、説明欄、1の宮城県被災幼児就園支援事業費補助金ですが、これまで被災者支援として行われておりました、県の被災児童就園支援事業が、10月からの幼児教育無償化に伴い、包含廃止されることから、半年分について減額するものでございます。

文化財課長

次のページをお開きください。

次に、21款4項3目教育費受託事業収入33万6,000円の増額補正です。

1節社会教育費受託事業収入で、説明欄1の文化遺産活用活性化事業受託ですが、これは歳出で御説明いたしました歴史遺産保全事業に係る受託事業収入で、多賀城市が直接実施する事業に対する実行委員会からの委託費でございます。

副教育長

次のページをお願いいたします。

22款1項3目教育債につきましては、歳出で御説明いたしました、2節の説明欄にございます、東豊中学校屋内運動場大規模改造工事、及び、3節の説明欄埋蔵文化財調査センター体験館エレベータ改修工事、それぞれの事業に充当されるものでございます。

これで、歳入の説明を終わります。

以上で、平成31年度教育委員会所管分一般会計歳入歳出補正予算（第2号）の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。根来委員。

根来委員

エレベータ改修についてお尋ねします。

先ほどのお話の中で安全装置の更新ということもあって改修工事をするということだったのですが、小中学校の給食等の荷物運搬用エレベータはそのような安全装置等の更新が必要なものはあるのでしょうか。

教育長

副教育長。

副教育長

ただいまの御質問につきましては、法律が改正されまして、設置当時は良かったのですが、事故があり条件が変わりまして、補助を受けたり単費の分もございませぬけれども、順次学校で改修工事をしておりました。

教育長

根來委員。

根來委員

各小中学校の運搬用エレベータの安全は確保されているという認識でよろしいのでしょうか。

教育長

副教育長。

副教育長

全て完了ではございませぬけれども、順次工事を進めているところでございませぬ。

教育長

よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第13号を承認します。

臨時代理事務 報告第14号 **臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ 推進審議会の人事について）**

教育長

次に、臨時代理事務報告第14号「臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審議会の人事について）」を議題といたします。

内容については、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、臨時代理事務報告第14号でございませぬ。こちらの議案と書かれた資料の13ページになります。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について臨時に代理いたしましたので、同規則第6条第4号の規定により報告するものでございませぬ。

次のページの14ページをお開きいただきたいと思います。

臨時代理書といたしまして、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。

これは、多賀城市スポーツ推進審議会の委員に、特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブからの推薦者である同クラブ職員、古川祥枝氏を選任し、その任期を他の委員と同様に、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間としたものでございます。当該事案につきましては、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されたことにより、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものでございます。

同スポーツ推進審議会の委員につきましては、前回の令和元年第5回定例会において御審議いただき、スポーツ推進審議会条例第3条第1項に規定する10人以内の定数に対し、9名を委員に選任することについて御承認いただいたところでございます。

その際、スポーツ行政各般にわたり審議いただく同推進審議会におきましては、市民スポーツクラブからの委員登用は必要不可欠である旨を御説明させていただきました。

同団体に対しては、委員候補者の推薦依頼を行ってきたところでございますが、同団体からは、これまでと同様に事務局長の職にあるものを推薦したいと考えているということ。ただし、事務局長の職にある者が5月末で退任し、その後任者については、同月末に決定するとの報告があったことにより、前回の定例会において、御審議いただくことがかなわなかった事案でございます。それで、今回の定例会で御説明させていただく旨を前回お話しさせていただいたところでございました。

なお、今回、このスポーツクラブからの推薦によります古川氏でございますが、同クラブの事務局長の職にある者ではございません。同クラブでは当初は、事務局長の職にある者というお考えであったところでございますが、改めて、事務局長を充て職としているものではございませんので、適任候補者として古川氏を選んだところでございます。古川氏につきましては、監督職として、長年スポーツクラブに在籍されている方であること、幅広いスポーツ分野に極めて明るい人材であることなどを考慮いたしまして、適任であると判断させていただいたものでございます。

なお、当該古川委員の職名の外、スポーツ推進審議会委員の一覧につきましては、右の15ページに記載のとおりでございますので御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第14号を承認します。

議案第11号 令和2年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について

教育長

次に、議案第11号「令和2年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について」を議題といたします。

内容につきましては、学校教育課長から説明をいたします。学校教育課長。

学校教育課長

それでは、議案第11号「令和2年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準」について、御説明いたします。

19ページを御覧ください。

令和2年度使用の教科用図書の採択基準につきましては、19ページ小学校の各教科で使用する教科用図書採択基準、20ページ小学校の特別の教科道徳で使用する教科用図書採択基準、21ページ中学校の各教科で使用する教科用図書採択基準、21ページの下段学校教育法附則第9条の規定による、小中学校で使用する特別支援学級における教科用図書・一般図書採択基準を定めるもので、宮城県教育委員会からの指導、助言を基に、多賀城市立小中学校で使用する教科用図書の採択基準を制定するものでございます。

それでは、19ページにお戻り願います。

はじめに、小学校で使用する各教科の教科用図書採択基準ですが、「(1) 内容に関する事」としては、「ア 学習指導要領に示されている教科の目標達成のために内容が工夫されているか。」などを含め5項目、「(2) 組織と配列に関する事」としては、「ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。」などを含め5項目、「(3) 学習と指導に関する事」としては、「ア 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成及

び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮がなされているか。」などを含め5項目、「(4) 表現と体裁等に関すること」としては、「ア 表記、表現が学年に応じて適切であるか。」などを含め5項目の観点を基準とするものでございます。

次のページ20ページを御覧ください。

次に、小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書採択基準ですが、「(1) 内容に関すること」としては、「ア 学習指導要領に示されている「特別の教科 道徳」の目標達成のために内容が工夫されているか。」などを含め5項目、「(2) 組織と配列に関すること」としては、「ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。」などを含め5項目、「(3) 学習と指導に関すること」としては、「ア 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める学習が進められるよう配慮されているか。」などを含め5項目、「(4) 表現と体裁等に関すること」としては、「ア 表記、表現が学年に応じて適切であるか。」などを含め5項目の観点を基準とするものでございます。

次のページ21ページを御覧ください。

次に、中学校で使用する各教科の教科用図書採択基準ですが、「(1) 内容に関すること」としては、「ア 学習指導要領に示されている教科の目標を的確に反映しているか。」などを含め5項目、「(2) 組織と配列に関すること」としては、「ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。」などを含め5項目、「(3) 学習と指導に関すること」としては、「ア 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮がなされているか。」などを含め5項目、「(4) 表現と体裁等に関すること」としては、「ア 表記、表現が学年に応じて適切であるか。」などを含め5項目の観点を基準とするものでございます。

下段になります。

次に、小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書・一般図書の採択基準ですが、「(1) 内容に関すること」としては、「ア 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。」などを含め5項目、「(2) 組織と配列に関すること」としては、「ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果が上がるよう配慮されているか。」などを含め4項目、「(3) 学習と指導に関すること」としては、「ア 児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。」などを

含め5項目、「(4)表現と体裁等に関する事」としては、「ア 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するよう配慮されているか。」などを含め5項目の観点を基準とするものでございます。

6月18日火曜日から7月5日金曜日まで山王公民館において、教科書展示会が開催されておりますので、この採択基準案を基に教科書を閲覧するよう各学校に通知しております。

各学校からは、評価結果を一覧表にし、どの教科書を希望するかを提出いただきますが、7月中旬に開催される予定の臨時の教育委員会で承認をいただいた後、7月18日木曜日に開催される仙台地区採択協議会に、多賀城市の希望として報告いたします。

令和2年度から使用する教科書につきましては、7月の定例の教育委員会にお諮りいたします。

以上で説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。根来委員。

根来委員

すみません。教科書の展示する期間をもう一度教えていただけますか。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

6月18日火曜日から始まっているところです。7月5日金曜日まで山王公民館の2階になりますが、展示をいたしております。

教育長

根来委員。

根来委員

細かいことで申し訳ないのですが、中学校で使用する教科用図書採択基準(1)にあるエの「内容を精選して、」というのと、小学校で使用する採択基準の「(1)内容に関する事」のエで「内容がよく精選され、」で、小学校は「よく精選され」で中学校は「よく」が抜けているのですが、この表記の違いというのは何か採択するに当たっての手続きや手順の違いがあつてのことなのでしょうか。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

読み比べていただきますと、若干違う部分がございます。これは、今回学習

指導要領が小学校で次年度から大幅に改定になります。それに基づきまして、この採択基準も大幅に変わっている部分がございます。後ほどお話しさせていただきます。

それに基づきまして、今回多賀城市の採択基準を示させていただきましたが、宮城県の採択基準も変わりました。今回宮城県の基準に則って多賀城市も作成いたしました。今「よく」という言葉がございましたが、県も小学校の方には「よく」をつけて、中学校の方には「よく」が削除されているということでございました。今回は宮城県に則って小中の違いを入れたところでございました。

今大幅に変わったというお話をさせていただきましたが、若干そのお話をさせていただきたいと思います。19ページに小学校の採択基準が載っております。これが新しい学習指導要領に則ったものでございます。その一方、21ページは中学校でまだ新しい学習指導要領に則ってないものでございます。例えば(3)が大きく今回の採択基準で変わったところなのですが、その中でも(3)のイを比べていただくとよろしいかと思うのですけれども、小学校の方は「主体的・対話的で深い学び」アクティブラーニングというところの部分が入ってきております。ところが中学校の方を見ていただきますと、今の私が読み上げた部分が入っていない、旧の学習指導要領に則ったものということになっております。

大きく変わったところは県に基づいてというお答えになります。以上でございます。

教育長

よろしいでしょうか。

根来委員

はい。

教育長

他にございますか。浅野委員。

浅野委員

中学校での教科書の大幅な変更は何年度からになりますか。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

大幅な変更は次年度になります。

教育長

浅野委員。

浅野委員

次年度になりますか。新しい指導要領が示されてそれに則ってということになりますか。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

そうです。

教育長

よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第11号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第11号について原案のとおり決定します。

議案第12号 多賀城市スポーツ推進審議会の人事について

教育長

次に、議案第12号「多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、学校教育課長から説明をいたします。学校教育課長。

学校教育課長

それでは、議案第12号、「多賀城市学校給食センター運営審議会の人事」について、御説明いたします。

本件は、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

25ページを御覧願います。

多賀城市学校給食センター運営審議会委員につきましては、令和元年6月30日をもって任期を満了いたしますので、新たに多賀城市学校給食センター運営

審議会委員13名を委嘱するものでございます。

多賀城市学校給食センター条例施行規則第3条第1号に掲げる市立学校の校長として、山王小学校長當麻哲氏、多賀城東小学校長富田善信氏、多賀城八幡小学校長鈴木幸栄氏、多賀城中学校長松尾隆治氏、東豊中学校長三浦仁氏、同第2号の児童生徒の保護者として、多賀城小学校父母教師会長千葉明宏氏、天真小学校父母教師会長針生健治氏、城南小学校父母教師会長立川靖子氏、第二中学校父母教師会長富沢梢氏、高崎中学校父母教師会長佐藤聖信氏、同第3号の関係行政機関の代表者として、塩釜保健所環境衛生部技術副参事兼次長千田雅仁氏、同第4号の学識経験者として、塩釜地区薬剤師会薬剤師叶佐江子氏、仙台農業協同組合多賀城支店長庄司守氏の13名でございます。

26ページを御覧願います。議案第12号関係資料、中段の多賀城市学校給食センター条例（抜粋）の第5条の3に「委員の任期は、2年とする」とありますので、新たに委嘱する委員の任期は令和元年7月1日から令和3年6月30日までとなります。

以上で説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第12号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

異議がないものと認め、議案第12号について原案のとおり決定します。

議案第13号 公の施設の使用料の適正化に伴う関係規則の整備に関する規則について

教育長

次に、議案第13号「公の施設の使用料の適正化に伴う関係規則の整備に関する規則について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

若干御説明が長くなりますことをお許しいただければと思います。

それでは、「議案第13号 公の施設の使用料の適正化に伴う関係規則の整備に関する規則について」を御説明させていただきます。

これは、平成31年第1回市議会定例会におきまして、公の施設の使用料の適正化並びに消費税及び地方消費税の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例が議決されました。

については、令和元年10月1日に条例に規定する施設の使用料等が改正されることとなったことを踏まえ、教育委員会規則で定めております市民会館、各公民館の設備器具使用料や体育施設の冷暖房料についても同様に、適正化を図るため改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表を用いてお話させていただきたいと思いますので、44ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の規定による改正でございますが、こちらは、多賀城市民会館条例施行規則の一部改正でございます。表の右側が現在の使用料、左側が改正後の使用料となるものでございます。

別表第1に掲げる設備器具使用料につきましては、44ページから50ページの中段にかけてまして、そして別表第2に掲げます冷暖房機を使用するときの加算額、いわゆる冷暖房料でございますが、こちらは50ページの下段から51ページの上段にかけてございまして、現在の使用料の約1.2倍から約1.5倍に引き上げるものでございます。

続きまして、52ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の規定による改正でございます。こちらは、多賀城市公民館管理規則の一部改正でございます。先ほどと同様に、表の右側が現行の使用料、左側が改正後の使用料でございます。

別表第1に掲げる設備器具使用料につきましては、52ページにありますとおり、そして、52ページの下段から別表第2とあります冷暖房料、こちらにつきましては53ページにかけてまして、資料に記載のあるとおりに改正するもので、こちらも全ての設備器具使用料及び施設の冷暖房料につきまして、現行の使用料を約1.2倍から約1.5倍に引き上げるものでございます。

続きまして54ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、第3条の規定による改正でございますが、多賀城市体育施設条例施行規則の一部改正でございます。資料に記載のとおり、冷暖房料を引き上げ

るもので、全ての施設の冷暖房料を、現行の使用料の約1.2倍から約1.5倍に引き上げるものでございます。

40ページにお戻り願いたいと思います。附則と書かれているところがございます。

第1項は施行期日でございます。こちらの規則の改定の時期を令和元年10月1日から施行するものということでございます。

第2項は経過措置でございます。これは、ただいま御説明いたしました多賀城市民会館条例施行規則等に規定する改正後の使用料につきましては、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料については、従前のおりとするものでございます。具体的に申し上げますと、施行時期が10月1日でございますので、10月1日以後に施設を使用する許可なのですけれども、9月30日以前に許可された場合は、従前の使用料というものでございます。10月1日以降に使用するもので、10月1日以後に許可された場合は、改正後の使用料となるものでございます。

改正の内容につきましては以上でございますが、今回の改正の経過や意図、そして使用料の改定額の考え方について、御説明させていただきたいと思っております。

お隣の41ページの議案関係資料に基づいて御説明させていただきます。

はじめに、1の使用料等の改定の趣旨でございますが、資料には書いてございませんけれども、この取組は、平成17年度に、多賀城市が、行政改革推進本部幹事会というところで「行政コスト」専門部会というものを立ち上げ、そこで公の施設の使用料の在り方に基づいて、以後定期的に見直しするとしたことに端を発しているものでございます。

その際に、施設ランニングコスト計算に基づく受益者負担の見直しにより、公の施設の使用料の適正化を図るものでございます。今回、施設ランニングコスト計算に基づいた結果、市民会館、各公民館、体育施設の使用料を見直すこととなったものでございます。

続いて、2の使用料改定の概要でございます。

施設ランニングコスト計算に基づき、使用料収入と施設の維持管理費用を比較し、受益者負担割合を考慮しながら、使用料収入と施設コストの間に乖離・開きが見られる施設については、使用料の改定を行うとしたものでございます。

ただいま受益者負担割合ということをお話ししましたが、この割合については資料には記載してございません。ただ、本市がこれまで使用料の改定を行ってきた際の考え方の一つでございまして、施設の維持管理費用の全てを施設利用者に賄っていただくということは適切ではありませんので、については各施設

の特性を考慮し、ある一定割合については公費、税金で補填するという方針でございます。具体には、教育委員会所管の施設につきましては、施設の維持管理費用の25%を公費、税金でまかない、従いまして裏返しとしましては、75%相当分は施設利用者、いわゆる受益者に負担していただくと整理したものでございます。

もう少し掘り下げてお話しさせていただきますと、ある施設の維持管理に1,000万の維持費用がかかっていると仮定いたします。その施設で得られる使用料が500万である場合、500万円の赤字が生じているということになります。であれば、500万円の赤字を補填するよう使用料を改定したらいいのではないかとということになりますが、受益者負担割合も75%とすると考えておりますので、施設の維持管理費用に1,000万かかるのであれば、その75%である750万分を施設を利用される方から徴収すればいいのではないかとこの考え方になります。

そこで、実際は収入が500万ということであれば、受益者から負担いただきたい金額は750万円に対して500万円しか入ってこないのであれば、250万円の乖離があり、率にすると、750万/500万円ということになりますので、1.5倍の乖離率が生じているという考え方をしております。

資料に戻りまして、41ページの(1)の改定率という所を御覧いただきたいと思っております。こちらは施設のランニングコスト計算を行った結果、生じた乖離率を全て解消する料金改定を行うことは、利用者負担が激変することを緩和するため、消費税分の引き上げ分を含め、原則、1.2倍の改定率を上限とすることを挙げております。先ほど、1,000万、500万の例を出した際に1.5倍の乖離率が生じているという話をしましたが、乖離率を全て埋めるのではなくて、激変緩和措置として上限値を定めて1.2倍までという整理したものでございます。また、乖離率が1.2倍を超え1.2倍以下の場合、その実際の乖離率を改定率とし、繰り返しになりますが、1.2倍を超える場合にあっては、改定率の上限は1.2倍と整理したものでございます。

(2)でございます。少額使用料の例外というところを書かせていただいております。

これは具体的に申し上げますと、現行の使用料金が250円未満の少額のものにつきましては、1.2倍というお話をしましたが、1.5倍又は2倍としましようという考え方でございます。もう少し掘り下げますと、250円未満と申しましたが、現行料金が100円未満の場合は2倍に、100円以上250円未満の場合は、1.5倍にするという考え方でございます。

先ほど別紙のとおり改訂するというお話をさせていただきましたが、こうし

た考え方に基づいて教育委員会が所管する施設の設備使用料、それから冷暖房料につきましては、約1.2倍を基本としつつも、少額なものについては、1.5倍とするような見直しを図るというものでございます。ただし、「約」という言葉をつけさせていただいておりますが、「約」と言う理由は、単純に現行料金にその率を乗じるのではなく、算出した結果として端数処理を行うという原則がでございます。その結果、約1.2倍、約1.5倍ということでございます。

その端数処理がどうなんだということにつきましては、次のページを御覧いただきたいと思います。

42ページの3の端数処理の方法というところに表がございしますが、それぞれ料金の桁数に応じて、記載のと通りの端数処理を行うという整理でございます。

続きまして、4の改正規則の内容というところでございますが、これは御説明しましたとおり、資料に記載の3つの規則について、改正させていただきたく思っております。

5の改正期日でございます。これも重複しますが、記載のとおり令和元年10月1日でございます。

経過措置につきましても、43ページの上に表がございしますが、先ほど口頭で申し上げたとおりの内容でございます。

最後となりますが、7の指定管理施設ついてというところを若干お話しさせていただきたいと思います。

これは、利用料金制度、いわゆる施設利用者から徴した使用料のことでございますが、利用料金として指定管理者の収入とする仕組みがございします。これは、各指定管理者において、その利用料金の改定を行うこととなりますので、料金収入が増加するということは、その利用料金は指定管理者の財布に入ることになります。であれば、利用料金・使用料が改定になるということであれば、指定管理料が引き下げになるのだろうという一義的な考え方もございしますが、年度の途中で行うということは、指定管理者にとっては利用者の動向をつかむことが難しいということがありますことから、今年度におきましては、委託料の改定は行わないということを書かせていただいているものでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第13号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第13号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。
これをもちまして、令和元年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時14分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主事 小林 成伍

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和元年7月24日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委 員

印

委 員

印